

第5章 その他

1 データヘルス計画の評価・見直し

評価するにあたっては、KDB システム等を活用するとともに、可能な限り数値を用いて行います。また、評価方法（評価に用いるデータの入手次期、方法を含む）・体制については、評価を行う会議体等に意見を聴取することとします。

計画の見直しについては、平成 32 年度（2020 年度）に中間評価を実施し、平成 35 年度（2023 年度）に計画に掲げた目的・目標の達成状況の最終評価を行います。

2 データヘルス計画の公表・周知

本計画は、志木市ホームページで公表し、計画の要旨等をまとめた概要版も作成・周知に努めます。

3 個人情報の保護

特定健診・特定保健指導の結果についてのデータの取扱いについては、個人情報保護に関する法律及びこれに基づくガイドライン等を踏まえて対応します。また、レセプトデータを含む医療情報についても、関係法令やガイドラインに基づき、個人情報の保護に十分に配慮して取扱います。

本市における個人情報管理については、「志木市個人情報保護条例」、その他個人情報保護に関する法令等に基づいて行います。

また、本計画に係る業務を外部に委託する際も同様に取り扱われるよう委託契約書に定めるものとします。

4 地域包括ケアに係る取組み

医療・介護・予防・住まい・生活支援など暮らし全般を支えるための直面する課題などについての議論を、地域ケア会議において保険者として参加するとともに、KDB データなどを活用し、課題を抱える被保険者の把握と働きかけを行います。

また、必要に応じて厚生労働省が運営する「地域包括ケア「見える化」システム」等を活用し、地域包括ケアに係る現状分析、課題抽出を介護部門等関係部署と共通意識をもって、連携して取組み課題解決に努めます。

5 その他の留意事項

(1) 各種健(検)診等の連携

特定健康診査の実施にあたっては、健康増進法等に基づき実施する健(検)診等とも可能な限り連携して実施するものとします。

(2) 健康づくり事業との連携

特定健康診査・特定保健指導は、被保険者のうち 40 歳から 74 歳までの人が対象ですが、生活習慣病予防のためには、40 歳より若い世代や 75 歳以上の後期高齢者への働きかけ等、生活習慣病のリスクの周知や日々の生活スタイルを見直していくことが重要になります。そのためには、関係部署が実施する保健事業とも連携しながら、若年層から生活習慣病予防を推進していきます。